



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年7月15日（火）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
子育て支援課	母子保健係	宮澤	内線 3542 直通 058-272-8477 FAX 058-278-2880

「岐阜県多胎児出生時支援金」の申請受付を開始しました

県では、双子や三つ子などの多胎育児に伴う経済的負担の軽減を図るため、多胎児の出生に合わせて支援金を支給する「岐阜県多胎児出生時支援金」制度を創設し、申請受付を開始しましたので、お知らせします。

記

- 1 対 象 児** 令和7年4月1日以降に出生した多胎児
※出生の日に、岐阜県内に住所を有していること。
- 2 支 給 額** 多胎児1人につき10万円
- 3 受 付 開 始** 令和7年7月15日（火）
- 4 申 請 期 間** 多胎児の出生の日から6か月以内（郵送の場合は当日消印有効）
※令和7年4月1日～令和7年7月14日の間に出産した方は、令和8年1月14日までを申請期間とします。
- 5 支給対象者** 対象児を出産した母又はその配偶者
※出生の日に、対象児と同一の住所を有すること。
- 6 申 請 方 法** オンラインまたは郵送にて申請してください。
必要書類等の詳細は県ホームページにてご確認ください。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/432126.html>

